実験動物飼養保管状況等報告書

（西暦）　　年　　月　　日

駒澤大学動物実験委員会　御中

実験動物管理者（所属・氏名）

動物実験責任者（所属・氏名）

以下のとおり、実験動物の飼養管理状況及び教育訓練等を報告いたします。

|  |
| --- |
| 飼養保管施設状況 |
| １．飼養保管施設 | 施設名 | 建物名 | 階 |
|  |  |  |
| ２．飼養数（本報告書提出日時点） | 動物種 | 期首数 | 実験使用数 | 増減数 | 期末数 |
|  |  |  |  |  |
| ３．飼養者数 |  |

|  |
| --- |
| 飼養保管状況（自己点検） |
| ４．自己点検実施日 |  |
| ５．自己点検実施者(選択項目を■。) | □実験動物管理者　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ６．自己点検（飼養保管の方法）(該当項目を■。該当しない場合は備考欄に「該当なし」と記載) | 項目 | 備考 |
| □適切な給餌・給水が実施されている |  |
| □動物の生理、生態、習性等に応じ、必要な健康の管理がなされている |  |
| □動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保がされている |  |
| □実験目的以外の動物の傷害や疾病の発生予防措置、発生時の治療等が実施されている |  |
| □動物の導入時に検疫（書面検疫を含む）、隔離飼育等を実施している |  |
| □動物の飼育環境への順化、順応を図っている |  |
| □異種動物の同一飼育室での飼育、複数個体の同一ケージでの飼育の際、組合せに配慮している |  |
| （施設の構造等） | □飼育ケージは、動物が自然な姿勢で日常的な動作を行える大きさを有する |  |
| □飼育室の温度、湿度、換気、照度は、動物に過度のストレスがかからない範囲にある |  |
| □飼育室、飼育装置等の床、内壁、天井は清掃や衛生状態の維持が容易な構造を有している |  |
| □突起物、穴、くぼみ、斜面等で動物が傷害を受けるおそれはない |  |
| （教育訓練） | □飼養保管の方法、廃棄物処理の方法、逸走時や緊急時の対応、その他の飼養保管施設での具体的な作業手順等を記載したマニュアル等が整備されている |  |
| □マニュアル等による動物実験従事者や飼養者への教育を実施している |  |
| （生活環境の保全） | □動物の死体および汚物の保管、処理等は適切に行われている |  |
| □施設は常に清潔に保たれている |  |
| □悪臭、騒音、害虫等の発生により、施設周辺からの苦情はない |  |
| （危害等の防止） | □飼育室や飼育装置は、動物が逸走しない構造及び強度を有している |  |
| □関係者に、動物に由来する微生物感染、アレルギー、怪我に対する防護措置（隔離飼育装置の設置、マスク、グローブ、ゴーグル等の着用等）を採っている | （■の場合）防護措置： |
| □動物の数及び状態の確認のため、日常的な管理、点検、巡回等を実施している |  |
| □動物による危害防止に必要な情報（動物の取扱いや実験に伴う病原体や有害化学物質等に関する情報）の保有が共有されている |  |
| □実験に無関係な者の立入制限をしている |  |
| □有毒動物（毒ヘビ等）を飼養保管する場合、抗毒素血清等の救急医薬品の準備はある。また、医師による救急措置が行える |  |
| □動物の逸走に備えた捕獲器具は備えられている |  |
| □人に危害を及ぼすおそれや環境保全上の問題のある動物（特定動物、特定外来生物、遺伝子組換え動物等）が施設外へ逸走した場合の連絡先が明確となっている | （■の場合）連絡先： |
| □地震や火災発生時の緊急対応措置の計画が整備されている |  |
| □人と動物の共通感染症に関する知識の習得、情報の収集はされている |  |
| □人と動物の共通感染症が発生した場合の学内連絡先が明確となっている | （■の場合）連絡先： |
| （記録管理） | □動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳等が整備されている |  |
| □人に危害を及ぼすおそれのある動物（特定動物、危険な特定外来生物等）には、個体識別措置が講じられている | （■の場合）個体識別法： |
| （輸送） | □動物の輸送に際し、動物の健康及び安全、人への危害防止の点で問題は生じていない |  |
| ７．特記事項（上記項目の補足、特殊事由など） |  |
| ８．委員会記入欄 | 審査終了: 　　　　年 月 日 |
|  | 審査結果　□　適合　　　　　□　条件付き適合（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　不適合 |

＜記入際の参考＞

○駒澤大学動物実験に関する指針(平成20年4月1日制定)

○実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(改正：平成25年環境省告示第84号)

○動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(日本学術会議2006年6月1日)